

京都市訓令甲第 15 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中

「

機械炉の 操作業務 又は保守 管理業務 に従事す る職員	交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 午後4時15分から翌日 の午前9時15分まで	午後5時15 分までの勤務 については1 時間 午前9時15 分までの勤務 については1 時間30分	4週間を通 じて8日及 び1月1日 から同月3 日まで
---	--	---	---

を

「

機械炉の 操作業務 又は保守 管理業務 に従事す る職員	交替に 午前8時30分から午後 5時15分まで 午後4時15分から翌日 の午前9時15分まで	午後5時15 分までの勤務 については1 時間 午前9時15 分までの勤務 については1 時間30分	4週間を通 じて8日及 び1月1日 から同月3 日まで
廃食用油 燃料化施 設の管理	一般職員に同じ	一般職員に同 じ	日曜日、4 週間を通じ て4日（1

に改める。

業務に従事する職員（南部クリーンセンター工場課に勤務する者に限る。）		2月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日）及び1月1日から同月3日まで
------------------------------------	--	--

」

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項美術館の目中

「	全 員	一般職員に同じ	を	「	全 員	午前9時30分から午後6時15分まで	」
---	-----	---------	---	---	-----	--------------------	---

に改める。

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医務衛生課の目中「医務衛生課」を「医療衛生企画課」に改める。

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中

「	子育て支援総合センターこどもみらい館	全 員	交替に	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同	」
			午前8時30分から午後5時15分まで			
			午前8時45分から午後5時30分まで			

		午前11時15分から午後8時まで		月31日まで	を
		正午から午後8時45分まで			
		午後0時45分から午後9時30分まで			

」

「

育成推進課	宝が池公園運動施設（こども体育館に限る。）に勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時15分から午後7時まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	に
	生涯学習総合センターに勤務する職員	一般職員に同じ			
子育て支援総合センターこどもみらい館	全 員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時45分から午後	一般職員に同じ	4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月2	

	5時30分まで	9日から同 月31日ま で
	午前11時15分から午 後8時まで	
	正午から午後8時45分 まで	
	午後0時45分から午後 9時30分まで	

改める。

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項児童福祉センターの目中

「

交替に
午前8時30分から午後 5時15分まで
午前11時30分から午 後8時15分まで
午後0時30分から午後 9時15分まで
午後1時30分から翌日 の午前9時30分まで

「

交替に
午前7時30分から午後 4時15分まで
午前8時30分から午後 5時15分まで
午前11時30分から午 後8時15分まで
午後0時30分から午後 9時15分まで
午後1時30分から翌日 の午前9時30分まで

を

に改める。

」

」

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)